

# 高齢者虐待防止法の概要等について

## 高齢者虐待防止法について

- ・正式名称：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年4月1日から施行）
- ・「虐待」について定義を定め、国、地方公共団体、国民の責務及び虐待への対応等を定めた
- ・防止の対象を明確にした  
（家庭における養護者（※1）による虐待だけでなく、養介護施設従事者等（※2）による虐待についても対象）

※1 家族、親族、同居人など高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外の者

※2 「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

# 高齢者虐待防止法による定義

「高齢者」・・・65歳以上の者 ※障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行され、養介護施設に入所し又は養介護事業を利用する65歳未満の者についても、高齢者虐待防止法の規定が適用される場合あり

## 高齢者虐待

### 養護者による高齢者虐待（家庭における高齢者虐待）

養護者・・・高齢者を現に養護するもので養介護施設従事者等以外の者  
虐待行為（5類型）

- ①身体的虐待
- ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待

### 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法、介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記①～⑤の行為。

#### 【老人福祉法の施設・事業】

老人福祉施設、有料老人ホーム、老人居宅生活支援事業

#### 【介護保険法の施設・事業】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

# 高齢者虐待の具体例

区分	具体例
身体的虐待	平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる、ベッドに縛り付け、意図的に薬を過剰に服用させる、身体拘束・抑制をする
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	入浴させない、水分や食事を十分に与えない、室内にごみを放置するなど劣悪な住環境で生活させる、必要な介護・医療サービスを相応の理由なく使わせない
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子供のように扱う、話かけているのを意図的に無視する
性的虐待	排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する、キス、性器への接触、セックスを強要する
経済的虐待	日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない、本人の自宅等を無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する

# 高齢者虐待防止の取り組みのイメージ図

高齢者・家族

相談・通報



啓発、指導・支援

養介護施設

- ・職員に対する研修の実施
- ・利用者等からの苦情処理体制の整備

虐待発生時の  
通報（義務）



助言・指導

市町村・地域包括支援センター

- ・高齢者虐待の防止対策
- ・虐待を受けた高齢者の保護
- ・家族（養護者）への支援

相談・通報

高齢者虐待防止ネットワーク（以下の3つの役割の基、連携して対応）

- 保健医療福祉ネットワーク・・・居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、ケアマネジャー等
- 早期発見・地域見守りネットワーク・・・自治会、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等
- 関係専門機関介入支援ネットワーク・・・警察、消防、弁護士、司法書士、家庭裁判所、権利擁護団体等

支援

山形県

- ・関係機関による連携協力体制の確立
- ・高齢者虐待防止の普及啓発
- ・関係機関職員の研修

# 県の高齢者虐待防止に向けた取組みについて

## 関係機関による連携協力体制の強化

### 【高齢者・障がい者虐待防止会議の開催】

弁護士、司法書士、警察、福祉関係団体等の関係者による県民会議を開催し、虐待の防止と早期発見、適切な対応について協議する。平成27年度より障がい者虐待防止についても併せて協議を行っている。

【令和3年度:令和4年1月27日開催 令和4年度:令和5年1月24日開催】

### 【専門職による相談支援体制の整備】

市町村職員向けの相談窓口を設け、市町村における対応困難な虐待事例に対し、弁護士、司法書士、社会福祉士及び精神保健福祉士の専門職チームを派遣し、助言・指導を行う体制を整備。

※県社会福祉士会への委託業務

【利用実績：令和3年度 2件 令和4年度 1件】

# 虐待の防止と早期発見に向けて

## 【本県における高齢者虐待の状況の公表】

法律上、公表が義務付けられている養介護施設従事者による虐待の状況のほか、家庭の養護者による虐待の状況についても、積極的に公表。

- 令和4年度： 12月23日公表（令和3年度の状況）
- 令和5年度： 12月18日公表（令和4年度の状況）

## 【高齢者虐待防止パンフレットの作成】

※ 人権啓発活動地方委託事業（法務局）

啓発用のパンフレットを作成し、市町村、地域包括支援センター、養介護施設、関係団体等を通じて、地域住民等へ配布。

- 令和4年度： 20,000部作成
- 令和5年度： 20,000部作成



## 要介護施設従事者を対象とした研修会の開催

※人権啓発活動の委託事業(法務局)

### ■ 目的

養介護施設職員等を主たる対象に、高齢者虐待の実態と防止・対応上の留意点を学ぶことにより、高齢者虐待の問題に対する理解を深め、各事業者等が行う高齢者虐待防止に向けた取り組み等の参考に資することを目的として開催するもの。

■ 令和4年度：12月16日 オンライン開催 約570名参加

高齢者虐待への理解について「よく理解できた」と回答した者が58%、「理解できた」と回答した者が41%おり、全体の9割以上が本研修に参加して理解が深まったと回答した。

※令和5年度は、令和6年2月13日(火)開催予定

## 虐待に迅速かつ適切に対応するために

### 【市町村職員高齢者虐待防止情報交換会の開催】

高齢者虐待対応にあたる職員の資質向上を図るため、県社会福祉会に委託し、グループワークや事例研究等を主とした研修会を実施。

※県社会福祉士会への委託業務

令和4年度：初任者向け：57名参加　　現任者向け：30名参加

令和5年度：初任者向け：38名参加　　現任者向け：56名参加

### 【緊急保護後の居所の確保】

県内の全軽費老人ホームに対して、被虐待高齢者のうち要介護度が自立又は要支援の方に係る緊急保護後の居所としての協力を要請するとともに、各月初日の空室情報について、各市町村に情報提供を行う。